

ふくしま産業復興雇用支援助成金（住宅支援費）支給要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、福島県緊急雇用創出基金事業（県実施事業）実施要領第2に規定する「ふくしま産業復興雇用支援事業」について、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 県は、東日本大震災の被災地域において安定的な雇用を創出すること及び地域の中核となる産業や経済の活性化に資する雇用を創出することを目的とし、産業政策と一体となって雇用面からの支援を行うことにより、被災求職者の生活の安定を図り被災地域の復興を支えるため、被災求職者以外の者も含む求職者の雇入れに際し、住宅支援の導入等による職場環境の改善を図り、かつ雇用の維持・確保を達成した事業所に対し、その要した費用の助成として（以下「住宅支援費助成金」という。）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内でふくしま産業復興雇用支援助成金を支給するものとする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）事業主

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条に規定する適用事業を厚生労働大臣に届出した者

（2）事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、福島県内に一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われており、従業員と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われているものをいう。

（3）被災15市町村

いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯舘村をいう。

（4）不正受給

刑法（明治40年法律第45条）第2編各条の規定に違反する行為のほか、故意にふくしま産業復興雇用支援助成金【住宅支援費】支給申請書（様式第1号。以下「住宅支援費支給申請書」という。）に虚偽の記載を行い、若しくは偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない本助成金を含む各種助成金等を受け、又は受けようとするということをいう。ただし、住宅支援費支給申請書の記載誤りが故意によらない軽微なものと認められる

場合にはこれに該当しない。

(5) 補助金・融資の採択

第4条第1項に定める国又は地方公共団体の補助金・融資等をいい、補助金については、交付決定を受けた日、融資については、融資契約日をさす。なお、融資の内訳は設備資金を含むものに限る。

(助成金の対象事業所)

第4条 令和5年4月1日以降に最初の支給を受ける事業所にあっては、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当する事業所又はこれに準ずる事業所（ただし、平成28年3月31日までに次の1号又は2号いずれかの事業の対象となった事業所及び被災15市町村に所在する事業所は除く。）であって、次の1号又は2号いずれかの事業の採択を受け、3号で定めるいずれかの取組を行った県内の事業所に限る。

なお、第1号に該当する事業の採択を受けた事業所を優先的に選定する。

- (1) 平成23年3月11日以降に新しい事業や地域の産業の中核となる事業を対象とした国又は地方公共団体の補助金・融資（別途知事が定めるものに限る。）又は、雇用のミスマッチが生じている分野に対する産業政策による支援の対象となっている事業（別途知事が定めるものに限る。）
- (2) 前号以外の事業で、地域の地場産業として振興を行っている産業分野であって相当数の雇用創出が期待され、本助成金を支給することが「産業政策と一体となった雇用支援」と認められる（別途知事が定めるものに限る。）事業
- (3) 第4条の2に規定する本助成金の支給を受ける要件となる労働者（以下「受給要件労働者」という。）の雇入れに際して、対象事業所が就業規則等の明文の規程に基づき、平成30年3月1日以降に次の①～④のいずれかの取組を行った事業所。
 - ① 当該対象事業所の労働者が居住するため、事業主が賃借する住宅（以下、「借り上げ住宅」という。）として、新たに賃借契約を締結すること。（以下「住宅の新規借り上げ」という。）
 - ② 当該対象事業所の労働者が居住するため、既存の賃借契約を変更して住宅を追加すること。（以下「住宅の追加借り上げ」という。）
 - ③ 就業規則等の規程を改正し、当該対象事業所で雇用される労働者に対し、労働者自らが居住する住宅に係る経済的負担に対する金銭的な給付（以下「住宅手当」という。）として、新規に導入すること。（以下「住宅手当の導入」という。）
 - ④ 就業規則等の規程を改正し、住宅手当の金額の増額又は対象者の範囲を拡大すること。（以下、「住宅手当の拡充」という。）
- (4) 常時雇用する労働者が10人未満であるため、労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する就業規則の作成義務がない事業所にあっても、就業規則その他これに準じ

るもの又は労使協定など、当該事業所の労働者に適用される明文の規則等に基づく住宅手当の導入又は住宅手当の拡充を行った事業所については、対象事業所とする。

2 次の各号のいずれかに該当する事業主には、支給しない。

- (1) 助成金の支給を申請する日から過去3年間に本助成金を含む各種助成金等の不正受給を行ったことがある事業主並びに前項第1号又は第2号において不正受給を行ったことがある事業主
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定されるもの）、又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している事業を行う事業主
- (3) 福島県税に未納がある事業主
- (4) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により定める風俗営業など）を行う事業主
- (5) 助成金を支給決定する前に倒産（破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをいう。）した事業主。ただし、再生手続開始の申立て（民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをいう。）又は更生手続開始の申立て（会社更生法第17条に規定する更生手続開始の申立てをいう。）を行った事業所において事業活動を継続する見込みがある場合は除く。
- (6) 労働基準法、最低賃金法等の労働法令に違反し改善が見られない事業主

（助成金の受給要件労働者）

第4条の2 受給要件労働者は、次の各号の全てに該当する労働者とする。

- (1) 令和4年4月1日以降に雇い入れられた求職者（被災三県求職者に限らない。）であること。
- (2) 雇用契約が、期間の定めのない雇用又は1年以上の有期雇用（契約の更新が可能なものに限る。）であること。
- (3) 雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者であること。
- (4) 申請した対象事業所を主な就業場所とする労働者であること。
- (5) 雇入れの日及び支給対象期間において、借り上げ住宅に居住している又は住宅手当の支給対象となっていること。
- (6) 申請に際し前条第1項第3号に規定する住宅支援を受給していること。

（受給要件労働者の制限）

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する労働者は、受給要件労働者としない。

- (1) 第4条第1項第3号①～④の取組に係る費用が、国又は地方公共団体が支給する他の補

助金や融資（国又は地方公共団体が他の団体等に委託して実施するものを含む。）等の支給対象となっている労働者

- (2) 事業所が、補助金・融資の採択を受ける前に雇用した労働者
- (3) 平成23年11月21日以降に離職した労働者を再び雇入れる場合の当該労働者（平成23年11月20日以前より雇用関係が継続していた者に限る。）
- (4) 平成23年度ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業により雇用した労働者
- (5) 支給決定前に離職した労働者
- (6) 転籍・転職により雇入れた労働者
- (7) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1項第1号の規定により就労させている派遣労働者
- (8) 人件費について事業主に負担がない出向労働者
- (9) 対象事業所において、受給要件労働者の雇入れ日から過去2年間に事業主都合により解雇又は雇止め（退職勧奨による場合を含む）した人数分の労働者

（住宅支援費助成金の支給対象期間）

第6条 住宅支援費助成金における支給対象期間は、以下のとおりとする。

- (1) 住宅の新規借り上げ又は住宅の追加借り上げの場合、受給要件労働者のうち最も早く雇入れた者の雇入れ日から3年間とする。ただし、3年を経過する日が令和8年3月31日を超える場合は令和9年3月31日までとする。
- (2) 住宅手当の導入又は拡充の場合、受給要件労働者に係る手当については、それぞれの者の雇入れ日から3年間とする。ただし、3年を経過する日が令和9年3月31日を超える場合は令和9年3月31日までとする。受給要件労働者以外の労働者に係る手当については、受給要件労働者のうち最も早く雇入れた者の雇入れ日から3年間とする。ただし、3年を経過する日が令和9年3月31日を超える場合は令和9年3月31日までとする。

（雇用の維持・確保に係る要件）

第7条 第4条の2に規定する受給要件労働者の要件は、雇入れ日から原則として1年、2年及び3年を経過した日を基準日とし、各基準日について次の(1)及び(2)のいずれも満たす事業所に対して助成することとする。

- (1) 受給要件労働者について、それぞれの基準日における人数が、雇入れ日における人数を下回っていないこと。ただし、受給要件労働者が事業主都合以外の理由で離職した場合は、当該対象事業所における受給要件労働者数の1／2以下の範囲で補充を認める。
なお、対象となる受給要件労働者が1名であった場合は、1名の補充を認める。
- (2) 当該事業所が雇用する雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者の人数について、それぞれの受給要件労働者の基準日における人数が、受給要件労働者の雇入れ日における

る数を下回っていないこと。

(住宅支援費助成金の支給額)

第8条 助成金の支給額は、助成対象期間中に支出した経費とし、次に定める項目に係る経費の3／4に相当する額（千円未満切捨て）とする。申請にあたっては次の(1)～(4)に該当するものを選択し、申請すること。

- (1) 住宅の新規借り上げに際して締結した賃借契約に基づき支払う賃借料（当該事業所の労働者に係る支払い部分に限る。）
- (2) 住宅の追加借り上げに際して変更した賃借契約に基づき支払う賃借料と変更前の賃借契約に基づき支払っていた賃借料との差額（当該事業所の労働者に係る支払い部分に限る。）
- (3) 住宅手当の導入に伴い改正した後の就業規則等に基づき支給した住宅手当の額
- (4) 住宅手当の拡充を行った場合は、受給要件労働者については、拡充に伴い改正した後の就業規則等に基づき支給した手当の額とし、受給要件労働者以外の労働者については、拡充に伴い改正した変更後の就業規則等に基づき支給した手当の額と、変更前の就業規則等に基づき支給する手当の額との差額

2 第6条の規定にかかわらず、知事が必要と認める場合、知事は支給対象期間を別途定める。

(住宅支援費助成金の支給申請)

第9条 助成金の支給を受けようとする事業所の事業主（以下「申請事業主」という。）は、住宅支援費支給申請書に次に掲げる書類を添え、知事に提出するものとする。

- (1) 助成対象事業所が第4条第1項第1号及び第2号に掲げる事業を実施する事業所であることが分かる書類（産業政策と一体となった事業であることを証明する書類を含む）の写し
- (2) 受給要件労働者に係る雇用契約書又は雇入れ通知書の写し
- (3) 就業規則等の写し（第4条第1項第3号に定める内容が分かる就業規則等及び改正前の就業規則等）
- (4) 受給要件労働者の履歴書（職務経歴書など）の写し
- (5) 官公署で発行した対象労働者の住所、氏名及び生年月日を確認できる書類（住民票又は運転免許証）の写し
- (6) 助成対象者の雇用保険被保険者資格の取得状況が確認できる書類（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し（事業主通知用）等）
- (7) 求人票の写し（求人票の写しを添付できない場合は事業所の業務概要が分かるもの）
- (8) 法人にあたっては事業所の履歴事項全部証明書及び税務申告書の写し、個人事業主にあっては所得税申告書の写し
- (9) 福島県税納税証明書

- (10) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第1号別紙1）
- (11) 役員一覧（様式第1号別紙2）
- (12) 債権者登録申請書
- (13) 助成金の振込先通帳の写し
- (14) 賃借契約書の写し（第4条第1項第3号①又は②を申請した場合に限る。）
 - ① 住宅の新規借り上げの場合、当該賃借契約書の写し
 - ② 住宅の追加借り上げの場合、変更前の賃借契約書及び変更後の賃借契約書の写し
- (15) 事業主が住宅支援費を負担したことを証明する書類
 - ① 住宅の新規借り上げ又は住宅の追加借り上げの場合、賃借料の振込記録等、賃借料の支払いを証明するもの
 - ② 住宅手当の導入又は拡充の場合、当該手当の支払いを証明する賃金台帳等の写し
- (16) その他知事が必要と認める書類

2 住宅支援費支給申請書及び住宅支援費支給申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

（申請期間）

第10条 住宅支援費支給申請書の提出期間は、知事が別に定めるものとする。

（支給額の上限）

第10条の2 支給額の総額は、1事業所につき、年額240万円を上限とし、3年間の総額は720万円を上限とする。

（住宅支援費助成金の決定及び通知）

第11条 知事は、提出された支給申請書について次の各号に掲げる必要な形式要件を確認のうえ、不備がないと認めた場合はこれを受理する。

- (1) 支給申請期間内に提出されていること。
- (2) 所要の事項が記載されていること。
- (3) 第9条第1項各号に掲げる書類が添付されていること。

2 知事は、前項による申請を受理した場合、当該申請に係る支給要件の審査を行い、必要に応じて現地調査等を行ったうえ、住宅支援費助成金の支給を決定するものとする。

助成金の支給決定に当たっては、第4条第1項の要件に基づき申請のあった事業所及び期間の定めのない雇用者の割合の多い事業所等を優先するとともに、本県産業の復興、拡大、高度化への効果が期待できるなどを総合的に判断のうえ、助成対象事業所を選定する。

3 知事は、前項により助成金の支給を決定した場合は、「ふくしま産業復興雇用支援助成金【住宅支援費】支給決定通知書」（様式第2号）により当該申請事業主に対して通知するものとする。

なお、支給しないこととした場合は、「ふくしま産業復興雇用支援助成金【住宅支援費】不

支給決定通知書」（様式第3号）により当該申請事業主に対して通知するものとする。

（申請の取下げ）

第12条 規則第8条の別に定める期日は、10日以内とする。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、規則第8条第2項を準用し交付決定がなったものとみなす。

（住宅支援費助成金の支給申請の不備の取扱い）

第13条 知事は、第11条による支給決定を行った後、住宅支援費支給申請書等の不備による助成金の振込不能等があったときは、当該申請事業主に対して確認するとともに、期限を定めて支給申請書等の補正を求めるものとする。なお、当該申請事業主が知事からの求めに応じず支給申請書等の補正が行われず、申請事業主の責に帰すべき事由により支給できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（雇用実績報告及び助成金の支給）

第14条 助成金の支給決定を受けた事業主は、受給要件労働者の雇入れ日から概ね1年から1年半を経過するごとに完了報告・雇用実績報告書（様式第4号）を知事が指定した日までに提出しなければならない。

- 2 知事は、第1項の内容を確認のうえ確定した額について、事業主に対して支給額通知書（様式第5号）により通知し、助成金額を事業主に対して支給するものとする。
- 3 規則第6条第1項第1号に掲げる条件については、次の各号のとおりとし、事業主は、いずれかに該当したときは、ふくしま産業復興雇用支援助成金【住宅支援費】支給額変更申請書（様式第6号）を提出しなければならない。
- (1) 期間満了による雇止め又は事業主都合による離職等が生じたとき
- (2) 支給決定日より前に離職その他の原因により、受給要件労働者とならないものが発生したことを確認したとき
- 4 知事は、前項の規定により、ふくしま産業復興雇用支援助成金【住宅支援費】支給額変更申請書の提出があったとき、又は額の確定時に故意又は重大な過失と認められない場合で、支給決定額の減額を必要とする事態が生じ、その金額が確定したときは、支給決定額の変更を「ふくしま産業復興雇用支援助成金【住宅支援費】支給決定額変更通知書」（様式第7号）により通知する。
- 5 前項の変更決定により、当該全支給対象期間において支給額がなくなった場合は、当該支給決定が取り消されたものとみなす。
- 6 第1項の規定によらず、知事は、必要と認める場合には、支給決定日以後知事が指定する日を経過するごとに、完了報告・雇用実績報告書（様式第4号）の提出を求めることができる。

- 7 第4項で確定した額について、第2項の規定を準用する。
- 8 第1項、第6項の規定による完了報告・雇用実績報告書（様式第4号）を正当な理由なく知事が指定した日までに提出しない事業主は、その報告回以降の当該申請にかかる助成金の受給を辞退したものとみなす。

（状況報告）

第15条 知事は、規則第11条の規定により必要に応じて対象労働者の雇用状況等について報告を求めることができる。

（立入検査等）

第16条 知事は、必要があると認めるときは、申請事業主等関係者から関係書類の提出を求め、又は職員にその事務所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者から事情を聴取することができるものとする。

- 2 知事は前項の結果、必要があると認めるときは、申請事業主に対して改善その他必要な処置を講じるよう指導することができるものとする。

（助成金の返還）

第17条 知事は、助成金の支給を受けた申請事業主が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事業主に対して、「ふくしま産業復興雇用支援助成金【住宅支援費】支給決定取消及び返還通知書」（様式第8号）又は「ふくしま産業復興雇用支援助成金【住宅支援費】支給決定取消及び返還通知書（一部返還）」（様式第9号）により、それぞれ当該各号に掲げる額に係る支給決定を取り消し、助成金の全部又は一部を返還させる旨の通知を行う。

- (1) 不正受給があつたこと並びに助成対象事業である第4条第1項第1号又は第2号の事業の全部又は一部で不正受給していた場合、支給した助成金の全部
- (2) 暴力団若しくは暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が、経営や運営に関係していたことが判明した場合、支給した助成金の全部
- (3) 当該事業主に支給されるべき助成金の額を超えて助成金の支給を受けた場合、当該支給されるべき額を超えて支払われた部分の額
- (4) 労働基準法、最低賃金法等の労働法令に違反し改善が見られない場合、支給した助成金の全部

（新規雇用者の公募）

第18条 申請事業主は、新規雇用者の募集に当たっては、公共職業安定所への求人申込みを行うなど、可能な限り公募するよう努めなければならない。

（代理人等の取扱い）

第19条 申請事業主は、助成金の申請等に係る事務について、代理人を選任して処理させることができる。

2 代理人は、申請事業主に代わって支給申請を行う場合は、支給申請書等に記名又は自筆による署名を行うとともに、その代理する事業主の住所及び氏名（事業主が法人である場合には、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名）を記すものとする。また、住宅支援費支給申請書に当たっては、正当な権限のある代理人であることを証する委任状を提出するものとする。

（個人情報の取扱い）

第20条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者に該当する申請事業主が支給申請を行う場合は、当該申請事業主は、助成金の申請等に係る事務について、個人情報保護法に則って申請に係る労働者本人の同意を得たうえで、個人情報を取り扱わなければならない。

（会計帳簿等の整備等）

第21条 助成金の支給を受けた事業主は、支給申請書類その他関係書類を、当該事業の完了した日の属する会計年度の翌年から起算して5年間保存しなければならない。

2 助成金の支給を受けた事業主は、第1項の申請書類その他関係書類を、事業の完了した日の属する会計年度の翌年から起算して5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（補則）

第22条 この要綱に定めるもののほか、助成金の支給に関して必要な事項は、国が定める「緊急雇用創出事業等実施要領」及び「事業復興型雇用確保事業実施要領」によるほか、知事が別に定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成29年6月2日から施行し、平成29年度予算に係る助成金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において助成金に係る予算が成立した場合、該当各年度の予算にかかる助成金にも適用するものとする。
- 3 第8条の規定中、年目ごとの支給額を計算する場合において、千円未満の端数があるとき又はその全額が千円未満の端数となるときは、千円未満の端数又は千円未満の端数となつたその年目ごとの支給額の全額（以下、「端数等」という。）を、その年目の最後の支払い時に足し上げる。足し上げた端数等になお、千円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。

附則

- 1 この要綱は、平成 30 年 6 月 22 日から施行し、平成 30 年度に係る助成金に適用する。
- 2 改正前の要綱により支給決定されたものは、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和元年 6 月 19 日から施行し、令和元年度に係る助成金に適用する。
- 2 改正前の要綱により支給決定されたものは、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和 2 年 5 月 15 日から施行し、令和 2 年度に係る助成金に適用する。
- 2 改正前の要綱により支給決定されたものは、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和 3 年 5 月 20 日から施行し、令和 3 年度に係る助成金に適用する。
- 2 改正前の要綱により支給決定されたものは、第 14 条に基づいて施行日以降に通知する雇用実績報告に係る様式を除き、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和 4 年 5 月 16 日から施行し、令和 4 年度に係る助成金に適用する。
- 2 改正前の要綱により支給決定されたものは、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和 5 年 5 月 日から施行し、令和 5 年度に係る助成金に適用する。
- 2 改正前の要綱により支給決定されたものは、第 14 条に基づいて施行日以降に通知する雇用実績報告に係る様式を除き、なお従前の例による。